

平成28年度法人及び各事業所の運営方針・事業計画

社会福祉法人 愛恵協会

平成28年度 愛恵協会運営方針・事業計画

昨年度より社会福祉法人改革に関する提言、社会福祉審議会福祉部会の報告書を受け社会福祉制度の見直しについて、検討され社会福祉法改正に向けて着々と準備が進められております。

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るために、社会福祉法人制度の改革と福祉人材確保の促進があげられます。

社会福祉法人制度改革については

- 1 経営組織のガバナンスの強化
- 2 事業運営の透明性の向上
- 3 財務規律の強化
- 4 地域における公益的な取組を実施する責務
- 5 行政の関与の在り方

が示されており、法人経営組織の改革には評議員会を議決機関として位置づけ理事、理事長に対する牽制機能の発揮や一定規模以上の法人への会計監査人による財務会計のチェック体制の整備また社会から期待される公益的役割を果たされているかが求められております。

この様な法人としてのあり方をふまえて岡崎市・幸田町をエリアとする。特に生活困窮者支援対策、障がい者福祉サービスを岡崎市・幸田町の福祉計画に沿って進めてまいります。

次の事業を実施します。

1. 多機能型生活保護施設更生施設「愛恵園」に続く愛恵園授産所の整備計画の実現
2. 多機能型生活保護施設更生施設「愛恵園」の開設及び法人基盤の安定確保
3. 法人設置グループホーム「オアシス岡」の整備実現
4. 中長期計画を基盤とした相談事業を核とした岡崎・幸田エリア福祉サービスの充実
5. 老朽化に伴うステップやまなか、愛恵ワークス整備の計画

生活訓練・地域生活支援部門

生活訓練事業所あい

ショートステイあいあい

あいけいホーム

あいけいホームⅡ

おたまじゃくし

運営方針

地域移行のための生活リハビリテーション事業所であることを認識し、利用者が地域において、利用者が自らの望む生活ができ、生活の質の向上を目指した支援の充実に努めます。また、利用者・職員が一緒になって創意工夫した訓練プログラムを実施し、併せて家族の力を活かした支援ができるようにします。

事業計画

1. 運営の透明性を向上させることによる安心したサービス提供
運営の透明性を向上させることで、利用者にとって安心感が持てる事業を展開し、経営面においても運営継続の支障とならないように高水準の利用率維持に努める。
2. 利用者の希望に沿った支援体制を構築する
 - ・個別支援計画作成では、アセスメントを十分に行い、利用者の希望を取り入れた個別支援計画を作成する。
 - ・定期的に個別支援計画の見直しを行い、職員全体で共有するとともに計画に基づいたサービス提供を徹底する。
(利用開始後 3 ヶ月で見直し、その後 3 ヶ月毎にモニタリングを実施し、必要に応じて支援計画の見直しを行う)
 - ・利用者自身が望む生活ができるように生活能力の向上のために必要な訓練を実施し、適切な支援を行う。
3. 家族の思いを受け止めつつ、支援者としての家族のあり方を家族と共に考える
 - ・家族教室を年 3 回実施し、家族が思いを話す機会を作るとともに、利用者への支援について共に考える機会を持つ。
(法人や行政の動向、福祉サービスや施策についての情報提供)
4. 職員は専門職としての資質向上に努める
 - ・面接技術・コミュニケーション技術の向上を図る。
 - ・各種研修へ積極的に参加し、その成果を職員間で共有する。
 - ・定期的に管理者面接によるスーパービジョンを受ける。

5. 地域生活に必要な社会資源の積極的利用により、関係機関との連携を強化する。又、要望について、行政や福祉サービスの調整役である相談支援事業所に伝える。
 - ・岡崎・幸田地域を中心とした福祉状況を把握し、必要なことを考える。
 - ・法人内各機関及び法人外関係機関との連携を強化する。

運営方針・事業計画

運営方針

不足する社会資源であることを認識した上で、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供を行うことに努める。また、相談支援事業所、普段サービスを提供している事業所等の関係機関との連携を深めたサービスを心掛ける。

事業計画

1. 適切なサービス提供体制を確立する
 - ・医療行為を伴わない重度身体障がい者の受け入れに努める。
 - ・介護者の突然の入院や死亡等あるいは虐待により極めて緊急的な当該障がい者の保護を行う。
 - ・障がい特性を理解し、特性に配慮したサービス提供に努める。
(本人のこだわり、見守りや声掛け、介助が必要な日常生活の理解や対人関係や疎通性に配慮する)
2. 職員は専門職としての資質向上に努め、常に有効な援助方法を追求する
 - ・面接、コミュニケーション、介護技術等の研鑽に努める。
(コミュニケーション技術や身体介助技術の向上、生活環境整備)
3. 関係機関との連携を強化する
 - ・利用者に関する必要な介助方法等の情報を関係機関との間で共有化し、適切なサービス提供に努める
(普段行っている声掛けや介助などの方法、タイミング等の確認)
4. 日中活動への配慮
 - ・常時利用している日中活動参加(通所)への配慮を行う
(日中利用事業所への通所や就労先へ通勤するための、朝の声掛けや支度の手伝いを行う。前日の夜の着替えや持ち物の確認、準備・予定の確認)

平成 28 年度 あいけいホーム・あいけいホームⅡ
運営方針・事業計画

運営方針

地域でより安心して暮らすために、地域住民としての意識を持ち、地域における役割、各種行事への参加を通じて本人が自分らしく生きるための支援を行う。また、毎日の暮らしでは障がいの枠を超えお互いに支え合う共同生活を目指す。支援者はそれぞれの役割を明確にし、合理的配慮を踏まえ、地域での個々の生活を支援していく。

事業計画

1. 新規ホーム「オアシス岡」の運営準備を図る。
2. 個別支援計画に沿った支援の実施とスタッフミーティングにおいて支援計画の共通認識を図る。
3. 相談事業所、バックアップ施設、障害者就業・生活支援センター、居宅支援事業所、日中支援事業所、行政機関、家族、地域住民等のインフォーマルな社会資源を活用してネットワークの構築をはかり、利用者をチームで支援する。
4. 居宅支援事業所と月一回打合せを行い、連携を深める。
5. 地域住民の一人として、地域行事に年 5 回程度の参加を支援する。
6. 社会参加の一環として、建屋ごとに季節行事や日帰り旅行を行う。
7. 職員の役割分担（ケース担当・建屋担当・業務分担）を明確にし、個々の生活を支援していく。また、担当以外の職員にもスタッフミーティングにおいて共通認識を図る。
8. 地域移行を希望する利用者に対しては、情報の提供や他機関とのサービス調整を図る。
9. 他事業所からの年に 15 名程度の体験利用の受け入れを進める。

平成 28 年度 おたまじゃくし 運営方針及び事業計画

<運営方針>

国県市の策定計画に基づき障がい福祉サービス事業所として、地域で生活する障がいのある方、及び障がいをお持ちの児童を対象として、居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助）・行動援護・重度訪問介護や地域生活支援事業（移動支援）を個々のニーズに応じた支援計画を作成し、安心して地域で生活し、満足していただけるサービス提供を行います。また、法人内事業所のみでなく、他機関とも連携を図りながらニーズに即したサービスの提供に努めます。その為に職員の資質の向上に努めます。

<事業計画>

- 1、利用者やそのご家族のニーズを丁寧に確認し、個別支援計画を作成します。その個別支援計画に基づいて適切な支援を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 2、職員の資質向上の為に、毎月 1 回ヘルパーミーティングを実施します。また、法人内部や他機関の実施する研修会などにも積極的に参加できる環境を整備し、必要な知識、技術の習得に努めます。各職員の自己評価を行い、職員の資質向上に努めます。
 - ・ヘルパーミーティングには毎回、関係機関からの参加を呼びかけ、必要な助言をしていただきます。
- 3、他の事業者や関係機関との情報交換及び連携を図りながら、行政機関からの適切な助言、指導を仰ぎます。それに基づいてサービスの質の向上に努め、障がいをお持ちの方々の地域生活の充実に努めます。
 - ・1カ月に1回、関係機関が集まり情報交換を行います。
- 4、職員がお互いに助け合い、安心して働ける環境、体制を構築することができるように努めます。

平成 28 年度 おたまじゃくし（指定居宅サービス・指定介護予防サービス）
運営方針及び事業計画

<運営方針>

国県市の策定計画に基づき指定居宅サービス・指定介護予防サービス事業所として、地域で生活する要支援・要介護状態の方に対して身体介護や生活援助を個々のニーズに応じた介護予防訪問介護計画・訪問介護計画を作成し、安心して地域で生活し、満足していただけるサービス提供を行います。また、法人内事業所のみでなく、他機関とも連携を図りながらニーズに即したサービスの提供に努めます。その為に職員の資質の向上に努めます。

<事業計画>

- 1、利用者やそのご家族のニーズを丁寧に確認し、介護予防訪問介護計画・訪問介護計画を作成します。その介護計画に基づいて適切な支援を行い、必要に応じて見直しを行います。
- 2、職員の資質向上の為に、毎月 1 回ヘルパーミーティングを実施します。また、法人内部や他機関の実施する研修会などにも積極的に参加できる環境を整備し、必要な知識、技術の習得に努めます。各職員の自己評価を行い、職員の資質向上に努めます。
 - ・ヘルパーミーティングには毎回、関係機関からの参加を呼びかけ、必要な助言をしていただきます。
- 3、他の事業者や関係機関との情報交換及び連携を図りながら、行政機関からの適切な助言、指導を仰ぎます。それに基づいてサービスの質の向上に努め、利用者の方々の地域生活の充実に努めます。
 - ・1カ月に 1 回、関係機関が集まり情報交換を行います。
- 4、職員がお互いに助け合い、安心して働ける環境、体制を構築することができるように努めます。

相談支援部門

生活支援センター山中

相談事業所みなみ

生活支援センターこうた

西三河障害者就業・生活支援センター輪輪

平成28年度 生活支援センター山中運営方針・事業計画

〈運営方針〉

平成28年度の生活支援センター山中は、引き続き地域に根差した、相談のしやすい相談支援事業所としての役割を担っていきます。その為に障害のある方やそのご家族との信頼関係を構築し、一人一人が地域で自分らしく生活できるように、フォーマル、インフォーマルを含めた社会資源を活用してチーム支援体制の構築に努めます。また、地域活動支援センター事業の充実により、日中活動や交流の場を提供し、障がいのある方の生活の質の向上に努めます。

岡崎市障がい者基幹相談支援センターや各種福祉サービス事業所、医療関係、行政、司法などと連携をし、岡崎市の相談支援事業の資質向上に努めます。

〈事業計画〉

* 相談支援事業

① 一般相談

障がい福祉サービス利用の有無にかかわらず、地域で生活している障がいのある方やそのご家族の相談を真摯に受け止め、必要な情報提供を行い、安心して生活ができるように支援をします。

② 計画相談(サービス等利用計画)

ケアマネジメントの手法を用い、本人の望む生活像をとらえて、本人主体のサービス等利用計画を作成します。その計画に基づいて、関係機関とのサービス調整やモニタリングを実施し、本人の生活の質の向上に努めます。

③ 地域移行支援・地域定着支援

精神科病院や入所施設と連携をして、地域生活へ移行する希望のある障がい者に対して地域移行支援のサービスを利用してスムーズに地域移行ができるように支援します。当センターが24時間365日開所している強みを生かして、地域移行後の生活も地域定着支援のサービスを利用することで、安心して生活が送れるように支援をします。

* 地域活動支援センター事業

① 居場所としての活用

他の人との交流の場や生活リズムの確立など、一人一人の障がい特性や、生活のリズムを尊重し、居場所としての機能を充実します。

② プログラムの提供

プログラム予定表に基づき、多種多様なプログラムを提供することで、利用者が楽しく活動できるように支援します。

* 岡崎市障がい者基幹相談支援センター事業

岡崎市からの委託事業として、相談支援専門員の出向によるスーパーバイザーとしての役割や夜間休日の電話対応窓口の役割を担います。

* 職員の質の向上

相談支援事業に必要なスキルを身に付けるために、各種研修会などに積極的に参加をし、事業所全体で情報共有をします。また、チーム支援を念頭に職員が個々に連携のできる体制を整えます。

* 関係機関との連携

福祉サービス事業所、医療機関、行政、司法など関係機関との連携を強化し、障がいのある方やそのご家族が地域で安心して生活できるように支援をします。

平成28年度 生活支援センター山中指定居宅介護支援事業所

運営方針・事業計画

〈運営方針〉

事業所の介護支援専門員は、要支援者・要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的に、かつ、効率的に提供されるよう配慮して行います。

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。並びに関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

〈事業計画〉

- 1、居宅介護支援サービスについては、適切な情報提供や関連機関との連携に努め、安心できるサービスを提供します。
- 2、居宅サービス等利用計画作成については、アセスメントを適正に行い、利用者の自立した生活を支えるための居宅サービス等利用計画の作成に努めます。
- 3、利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 4、必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。並びに成年後見制度の活用や虐待防止の啓発を進めます。

※居宅介護支援事業所としての自己評価を実施し、提供の見直しを行います。また、職員のやる気を引き出すため、働きやすい労働環境作りに努めます。

※地域包括支援センターや関係機関並びに他の事業所との情報交換及び連携を図りながら、行政機関からの適切な助言、指導を仰ぎます。それに基づいてサービスの質の向上に努め、利用者の方々の地域生活の充実に努めます。

- ・1カ月に1回、東部地域包括支援センターが主催する東部地域ケアマネ会に参加し情報交換を行います。

平成 28 年度 相談事業所「みなみ」運営方針・事業計画

<運営方針>

地域で生活する障がい児・者が希望する生活を継続できるよう、それぞれの状況に応じた柔軟な支援を心がけ、地域に根差した身近な相談支援機関としての役割を強化していきます。その為には各種関係機関との連携を深め、チーム支援の体制作りに努めてまいります。また、職員個々人の相談支援専門員としてのスキルを向上するように研修等へ積極的に参加をしていきます。

<事業計画>

① 相談支援業務の充実

障害児・者、そのご家族が安心して相談できる環境作りに努め、相談者が相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、適切で丁寧な対応を心がけ、相談者にとって有益な情報提供ができるように支援をします。

② サービス等利用計画の作成及びモニタリングの実施

アセスメントからサービス等利用計画作成、モニタリングの一連の支援を継続的に行い、本人主体のサービス提供が成されているのか、将来的な不安に対応できているのか確認をしていきます。必要に応じて計画の変更など柔軟に対応し、各関係機関との連携も強化します。

③ 地域移行支援・地域定着支援の実施

精神科病院や入所施設と連携をして、地域生活へ移行する希望のある障がい者に対して地域移行支援のサービスを利用してスムーズに地域移行ができるように支援します。

④ 職員の育成

相談支援専門員としての各職員の資質を向上するために、職員一人一人の経験年数も考慮しながら、必要な研修へ計画的に参加できるように努めます。また、法人内の経験豊富な職員によるオンザジョブトレーニングの機会を設け、人材育成と働きやすい職場作りに努めます。

⑤ 関係機関との連携の強化

相談者それぞれに必要な関係機関との情報交換や情報共有を行い、円滑なチーム支援ができることを心がけます。また、近隣の指定特定相談支援事業所や岡崎市基幹相談支援センターとの連携を強化し、岡崎市全体の相談支援体制の構築に努めます。

平成28年度 生活支援センターこうた運営方針・事業計画

〈運営方針〉

障がい者総合支援法が施行され4年目を迎えます。「本人が望む地域生活の実現」が改めて重要視される中、相談支援事業についても、「本人」「地域」のニーズを把握し、地域の体制整備を図っていく手段として「質」が問われてきます。

生活支援センターこうたでは、障がい福祉サービス利用の有無にかかわらず、幅広い住民の相談に対応できる体制を維持し、町内外の関係機関と連携することで「手をたずさえて 夢を育む 福祉のまち・幸田町」の実現に寄与できるよう努めます。

〈事業計画〉

①委託相談支援事業の充実について

相談者が相談しやすく、安心して相談できるように努め、適切な情報提供や関係機関との連携に努めます。

幸田町地域総合支援協議会の事務局を担い、地域のネットワーク構築に取り組みます。

②計画相談（サービス等利用計画）の実施について

アセスメントを十分に行い、本人主体のサービス等利用計画作成に努め、適切なモニタリングによる計画の進捗評価を行い、質の向上を図ります。

③地域移行支援・地域定着支援の推進について

地域移行支援に取り組める体制を整えていきます。

地域の精神科病院や障害者支援施設と連携し、地域移行・地域定着支援の推進を図ります。

④職員の育成について

積極的に研修（内部・外部）に参加し、相談支援事業所の職員に必要なスキル向上に努めます。

⑤他機関とのネットワーク強化について

多様な社会資源の活用による相談支援を行い、幸田町地域総合支援協議会等を活用し、町内の連携強化を図ります。あわせて、幸田町以外の新たなネットワーク作りも意識し、福祉サービスの充実につなげていきます。

平成28年度 西三河障害者就業・生活支援センター輪輪運営方針・事業計画

【運営方針】

相談者の『働きたい』の実現に向けて、相談者のニーズの把握に努め、安定した生活環境の中で、やりがいと目標を持って働くことができるよう、適切な支援を実施します。また、事業主との調整により、相談者が長く安定して働ける職場環境作りの支援を実施します。

今年度、輪輪は開所10年目となり、節目の年度を迎えます。その間、障害者雇用促進法は、より障害のある方が働きやすくなる様、法改正を続け、主な支援対象者は知的障害者から精神、発達障害者へと推移しています。福祉サービスを利用していない支援対象者が増加し、既存の枠に捉われない新たな支援体制の模索が必要です。

輪輪は、今までの支援ノウハウの応用と、ハローワークを中心としたチーム支援の充実を基本に、障害者就業・生活支援センター事業を通じて、西三河南部東圏域(岡崎市、幸田町)の労働行政の活性化に資することができるよう、取り組んでまいります。

【事業計画】

1. ハローワーク岡崎を中心としたチーム支援の充実に向けて、関係機関と連携し、一般就労及び職場実習の場の確保に努める。
2. 『生活支援センターこうた』と連携の上、幸田町での就労支援を強化する。
3. 障害者手帳を持つ大学生の就労支援ニーズの把握に努める。
4. 年間2回、関係機関との連絡会議を開催し、連携を強化する。
5. 年間5回、「働く仲間の交流会」を実施し、登録者同士の交流を図り、職場定着を促す。

地域福祉推進部門

基幹相談支援センター

平成28年度 障がい者基幹相談支援センター 運営方針・事業計画

運営方針

岡崎市障がい者基幹相談支援センターは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第77条の2第1項の規定に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障がい者及び障がい児が可能な限りその身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられるよう、支援調整を行うことを大方針とする。

大方針を踏まえて、以下の4つの方針のもと事業を展開する。

事業計画

No	方針	業務内容
1	総合的・専門的な相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者では困難なケースへの対応 ・地域の相談支援事業者への相談依頼調整 ・計画相談調整困難案件の振分 ・市内全域のピアカウンセリング、ピアサポートの支援
2	地域の相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、事例検討会の開催等） ・地域の相談機関との連携強化の取組（連絡会議の開催、情報共有） ・地域での24時間相談支援体制の構築 ・岡崎市障がい者自立支援協議会の運営 ・岡崎市障がい福祉サービス事業者等連絡会の運営
3	地域移行・地域定着の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
4	権利擁護・虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する支援（普及啓発、利用支援） ・岡崎市障がい者虐待防止センターの運営 ・講演会等の開催による普及啓発

セルフ生活介護部門

愛恵ワークス

舞木ワークス

ステップやまなか

多機能事業所てんじん

日中一時てんじん

1 運営方針

法人本部の理念・運営方針・中長期計画・事業計画に基づき、セルフ部門との連携を取りながら、生活介護事業・就労継続B型事業それぞれの事業内容の充実を図ります。

利用者にとって過ごしやすく働きやすい事業所である為、支援を通じて信頼関係を築き、職員が一丸となって個別支援計画に基づいたサービス提供ができる様、職員の資質向上と育成に取り組みます。

2 事業計画

◎事業内容の充実

■共通事項

- ・毎月支援計画に対する評価を行い、必要に応じて見直しをおこなう。利用者が参加したくなる祝日プログラムを提供し、利用率の向上を図る。
- ・相談支援事業所と連携し、ショートステイ、日中一時支援、グループホームの体験利用等の福祉サービスを活用できる機会を提供する。家庭訪問を実施し、保護者とのより良い関係作りを行う。

■生活介護

- ・ミーティングを通じ、活動内容について利用者一人一人の要望を聞き取り、小グループでの活動を取り入れ、利用者主体の活動を支援する。

■就労継続

- ・品質を第一に製品加工をおこなう。売上目標を設定し、利用者とともに達成を目指す。
- ・生産活動を通じて利用者の作業能力の習得、販売の機会を通じて達成感や充実感を得る機会を提供する。
- ・作業出来高に応じた工賃を支給する。

◎外部研修への参加

各職員の役割、経験、技量に応じた各種研修に参加し、実務に活かす。研修内容は職員個人の研鑽に留めず、施設内で伝達する。

◎会議の在り方の見直し

職員会議にて生活介護、就労継続の状況を互いに確認し合い、施設内の連携を深める。会議の前に資料を配布し、各々が意見を持った上で参加し、充実した会議を行う。

運営方針

法人の理念、方針、計画に基づく事業展開を行いセルプ部門で連携しながら質の高いサービスの提供に努めます。

就労移行支援事業は、法人唯一の事業としてさまざまな障がいの利用者を受入れ、一般就労への移行実績を上げていきます。

就労継続B型事業は、目標工賃を定めて生産活動に取り組みます。

生活介護事業は、生活の質の向上のためにプログラムの充実を図ります。

事業計画

共通事項

- ・ 毎月の職員会議でヒヤリハットした事例を検証し、事故予防に努める。
- ・ 利用者に向けた適切な支援ができているか定期的に検証する。
- ・ 障害の理解をすすめるため、研修を受講する。

(自閉症の理解、発達障害の理解)

就労移行支援事業

- ・ 利用者の確保に努める。
- ・ 就労プログラムを充実させ、利用者の必要な知識・能力を高める。
- ・ 厚労省の定める指定の研修に参加し、実務に活かす。

就労継続B型事業

- ・ 工賃向上計画を見直し、目標工賃を設定する。
- ・ 自主製品については販売先を増やし、受託作業においてはより収益のあがる事業を検討する。
- ・ 祝日などに利用者の意見を取り入れた行事を行う。

生活介護事業

- ・ 利用者の活動の幅を広げる新規のプログラムを取り入れる。
- ・ 保護者との面談を行い、利用者にとってより良いサービス提供を行う。
- ・ 生産活動においては、利用者に向けた作業を行い、品質を第一とする。

平成28年度ステップやまなか運営方針・事業計画

< 運 営 方 針 >

「工賃向上計画」を念頭に置き、就労継続支援B型事業として福祉的就労の継続、工賃の向上、就職活動、余暇活動等、利用者のニーズに沿った個別支援計画を作成及び実践により利用者、職員が共に安心、安全な事業所運営に取り組みます。

< 事 業 計 画 >

- (1) 個別支援計画のPDCAサイクルの体制にあたり、ニーズに沿って取り組めるようケース検討会議や面談を行い、利用者で職員との共通認識のもと個別支援計画が実践できる体制作りに取り組みます。
- (2) 地域の相談支援事業所と連携し家族を含めた関係機関との連携を強化し利用者のニーズに沿った支援を行います。また、職場適応援助者支援事業において地域の障害者職業センター、西三河障害者就業・生活支援センター輪輪との連携により職場の状況を把握し障害者、事業主の双方の同意を得た上で適切なジョブコーチ支援に取り組みます。
- (3) 当事者活動である全体会、委員会の開催、運営を行う上で事前の準備、事後の振り返りを重視し利用者の主体的な意見が反映される活動に取り組みます。
- (4) 農産物生産及び加工(漬物)作業を季節や需要に合わせて計画的な生産、加工、販売を利用者、職員全員が意識した活動により安心・安全な製品作りを行い、全員が意識できる授産活動の確立に取り組みます。
- (5) 建物の老朽化に伴い、安心・安全な環境作りを事業所内外で取り組みます。

1 運営方針

生活介護事業所・就労継続支援 B 型事業所のそれぞれの事業内容の充実を目指すと共に安定運営をすすめていきます。

2 事業所

〈生活介護事業〉

- ① 必要な介護サービスの提供を行います。
 - 1 個別の支援方法の共有化
(食事介助・排泄介助・入浴介助)
 - 2 介護技術の向上・腰痛予防の取り組み
- ② 安心して過ごせる場所の提供を行います。
 - 1 ヒヤリハットの活用を推進
 - 2 医療的ケアの充実
 - 3 リハビリの実施
 - 4 利用者ごとの給食の提供
- ③ 利用者のニーズを取り入れたサービス提供を行います。
 - 1 外出プログラム等、計画から利用者に参加頂いて行う。
 - 2 個別支援計画書の作成や見直しの際にニーズを聞き取る。
 - 3 ショートステイやヘルパー等事業所とも相談支援事業所を中心に連携する。
 - 4 日中一時支援事業所を開始する。

〈就労継続 B 型事業〉

- ① 活動を充実すべく利用者のニーズを反映した個別支援計画作成を基とし、管理者、サービス管理責任者との面談、関係者会議の開催により利用者が安全、安心な生活を送ることができるように支援します。また、個別支援計画の PDCA サイクルの理解と体制作りに取り組みます。
- ② 研修の参加により職員の資質向上に取り組みます。
- ③ 「工賃向上計画」を念頭に置き、更なる増収をすべく新規授産活動の開拓、既存の作業の維持と確保を PDCA サイクルを取り入れた就労活動に取り組みます。目標工賃を設定しそれを達成できるよう取り組みを行う。
- ④ 安定した事業所の運営を行いサービスの充実により利用者の確保に取り組みます。

生活保護生活困窮者支援部門

宿所提供施設「愛恵園」

更生施設「愛恵園」

公益事業障がい者共同住居ぷらっとホーム

愛恵園授産所

平成28年度 愛恵園 運営方針・事業計画

〈運営方針〉

生活保護受給者数は、景気回復の兆しはあるものの雇用形態の不安定さから経済格差が広がり、過去最高を更新し続けております。愛恵園においては、このような多様化・複雑化する生活保護をめぐる状況や経済的困窮に加え社会的に孤立する生活困窮者への支援に対応すべく、多機能型生活保護施設の建設の早期実現を目指します。また、生活保護を通しての経験や愛恵園の機能を活用し、積極的に「生活困窮者自立支援法」等に関わることで地域に貢献します。

〈事業計画〉

- (1) 多機能型生活保護施設の早期実現のため、更生施設建設を見据えた支援を図り行政機関と緊密に連携する。
- (2) 各種委託事業を通して関係機関との連携を図る。
- (3) 利用者個々に応じた個別支援計画を提供するため、障がいや反社会性・非社会性を持った利用者に対しても、特性に応じた支援が行えるようプログラムの導入や支援技術の向上を図る。
- (4) 生活保護受給者に限らず、地域の生活困窮者に対しても施設機能を活用し、アウトリーチやネットワーク作りを通して生活困窮者自立支援法に関わる。
- (5) 地域の行事や活動に参加し、地域住民との交流を図りながら地域貢献を行う。

平成 28 年度更生施設愛恵園 運営方針事業計画

〈運営方針〉

生活保護受給者数は、景気回復の兆しはあるものの雇用形態の不安定さから経済格差が広がり、過去最高を更新し続けております。愛恵園においては、このような多様化・複雑化する生活保護をめぐる状況や経済的困窮に加え社会的に孤立する生活困窮者への支援に対応すべく、多機能型生活保護施設として幅広く事業を周知し必要な地域資源となり得るよう取組みます。また、生活保護を通しての経験や愛恵園の機能を活用し、積極的に「生活困窮者自立支援法」等に関わることで地域に貢献します。

〈事業計画〉

- (1) 多機能型生活保護施設として、各種相談受付から地域支援まで関係機関と連携を図りながら対象者の自立支援を行う。
- (2) 各種委託事業や保護施設通所事業を通して在宅者の生活支援を行う。
- (3) 利用者個々に応じた個別支援計画を提供するため、障がいや反社会性・非社会性を持った利用者に対しても、特性に応じた支援が行えるようプログラムの導入や支援技術の向上を図る。
- (4) 生活保護受給者に限らず、地域の生活困窮者に対しても施設機能を活用し、アウトリーチやネットワーク作りを通して生活困窮者自立支援法に関わる。
- (5) 地域の各種団体活動への協力や防災拠点としての機能を発揮し、地域住民との交流を図りながら地域貢献を行う。

平成 28 年度 ぷらっとホーム運営方針・事業計画

<運営方針>

共同住居での生活を通じて、地域住民の一員との自覚のもと、地域の活動に参加することを支援します。

また、利用者に対しては建物管理者として、継続して安定した生活が送れるように愛恵協会の生活支援事業を活用しながら、関係機関との連絡調整、生活相談等の支援を行います。

<事業計画>

- (1) 利用者個々の課題や目標を明確にして生活支援を行う。
- (2) 建物管理者として苦情等に対して積極的に改善に努める。
- (3) 定期的な訪問等によって生活状況等の把握に努める。
- (4) 地域生活の拠点として、有効利用を図る。
- (5) 安心して暮らせるように住環境の整備を行う。

平成 28 年度 愛恵園授産所運営方針・事業計画

<運営方針>

生活保護受給者数の増加が続く中、多様な課題を抱えた被保護者に対し、宿所提供施設愛恵園また平成 28 年 6 月 1 日に開所となる多機能型生活保護施設 更正施設「愛恵園」をはじめ、福祉事務所・ハローワーク等関連機関との連携を強化し、支援を行います。

生活保護部門が一体となり、多機能型生活保護施設の機能発揮に向けて取り組みます。そのために生活保護・生活困窮者支援を通しての経験や知識を活用します。また愛恵園授産所の建替えに向けて、行政機関と積極的に協議します。

<事業計画>

- (1) 愛恵園授産所の建替えを確実に実現するため、行政機関との協議内容を具体化します。また、「生活困窮者自立支援法」への取り組みとして、愛恵園授産所の機能を活用します。
- (2) 利用者個々に応じた個別支援計画を作成し、利用者の意見や自主性を引出し、作業を通して生活の質の向上が出来る様に支援を行います。
- (3) 生活保護者就労相談員や他機関と連携し、求職活動の展開を図ります。
- (4) 中間的就労の場の整備に取り組みます。
- (5) 自主的活動を重視しグループミーティング等による課題解決に取り組めます。